大阪市告示第1198号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山 英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立		
天王寺スポーツセンター		午前9時から
第1体育場	令和7年9月16日(火)	午後9時まで
第2体育場		一位の時よく
多目的室		
大阪市立		
天王寺スポーツセンター	令和7年9月22日(月)	午前9時から
第1体育場	рит т О <u>Л 22</u>	午後3時30分まで
第2体育場		

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)